令和７年「第2回・ケアマネサロン」を開催しました

９月 19 日（金）北区民生子ども課　生活保護担当・細田朋弘課長補佐を講師にお招きし、「生活保護に関する制度の概要について」をテーマに御講義いただきました。

当日は 40 名のケアマネジャーの方々にご参加いただきました。

①毎年厚生労働大臣が最低生活費の基準(保護基準)を定め、これと保護を受けようとする世帯の収入を比較して、収入が最低生活費の基準に満たない場合に保護が必要であると判断し、その不足分を支給する
②世帯の認定についての取り扱い
③外国人と生活保護について
④保護申請から開始までの流れ

サロンはとても大盛況で、会場は笑い声と活気に包まれました。参加者の皆さまの熱意と笑顔のおかげで、非常に盛り上がり、充実した時間となりました。
交流や意見交換も活発に行われ、新たなつながりや発見が生まれたことも大きな成果でした。次回もさらに楽しい会となるよう、準備を進めてまいりますので、どうぞお楽しみに！